

仕様書

1. 業務名

長崎県デジタルノマド受入推進事業業務委託

2. 業務の目的

デジタルノマドは全世界で約 3,500 万人に達しており、「デジタルノマドビザ」の導入により長期滞在が可能となったことから、今後、海外からのデジタルノマドの日本への流入が見込まれ、急速に市場が拡大していくことが予想される。

本事業は、デジタルノマドの長崎県内各地への誘客を促進するため、国内外のデジタルノマドの様々なニーズに対応できる長崎県の多様性を活かし、その誘客に必要となる基盤づくりとして、コミュニティマネージャーの育成及び地域プレイヤー向け勉強会を行うとともに、誘客プロモーションとして、モニターツアー、先進地でのPR及び情報発信を実施する。

3. 業務期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

4. 定義

本業務の実施にあたり、県内9エリアを以下のように定義する。

- ① 長崎エリア（長崎市・長与町・時津町・西海市）
- ② 県央エリア（諫早市・大村市）
- ③ 島原エリア（島原市・雲仙市・南島原市）
- ④ 東彼杵エリア（東彼杵町・川棚町・波佐見町）
- ⑤ 県北エリア（佐世保市・松浦市・平戸市・佐々町・小値賀町）
- ⑥ 対馬エリア（対馬市）
- ⑦ 壱岐エリア（壱岐市）
- ⑧ 五島エリア（五島市）
- ⑨ 上五島エリア（新上五島町）

5. 業務内容

以下(1)から(5)までの業務を行うこと。

なお、業務の実施にあたっては、長崎県地域振興部地域づくり推進課（以下「担当課」という。）との第1回打合せにおいて、全体スケジュール及び業務ごとのスケジュールを示すこと。

(1) コミュニティマネージャーの育成

デジタルノマドの誘客にあたり、地域でのハブ人材となるコミュニティマネージャーが必要不可欠であるため、県内9エリアにコミュニティマネージャーの育成を図ると同

時に、デジタルノマドへの見える化を図る。

ア コミュニティマネージャーの育成

- ・県内9エリアにおいてそれぞれデジタルノマドの受入の際にハブ人材となるコミュニティマネージャーをリスト化の上、受入対応を行うためのスキルアップ教育を行うこと。なお、育成するコミュニティマネージャーは県内9エリアにそれぞれ居住している者とする。
- ・育成するコミュニティマネージャーは、地域内におけるノマド受入の総括及び地域プレイヤーのサポートを実施するとともに、地域内に来訪したデジタルノマドをカウントし、毎年県へ報告するようにさせること。
- ・教育プログラムを受講したコミュニティマネージャーについては、受講完了後に下記に示す能力が備わっている状態とすること。
 - ✓ デジタルノマドが求める情報をタイムリーに提供できる
 - ✓ デジタルノマドにとって魅力的な体験やイベントを提供、紹介できる
 - ✓ デジタルノマドと地域の人をつなぐことができる
 - ✓ 英語でコミュニケーションがとれる
- ・コミュニティマネージャー育成に係る経費については全て委託料から支出し、育成に係る受講料等は徴収しないこととすること。

イ ネットワークの構築

- ・県内のコミュニティマネージャーと世界中のデジタルノマドが交流するためのネットワークを構築すること。
- ・ネットワークはオンラインで交流可能なプラットフォームを活用し、英語に対応したものとする。
- ・ネットワークの運営については、コミュニティマネージャーによる自走を目指して、初年度については受託事業者が運営を担うこと。また、ネットワークには発注者や県内市町も参画可能なものとする。

(2) 地域プレイヤー向け勉強会の開催

本勉強会は、長崎県内へのデジタルノマドの誘致促進を図るため、地域プレイヤーのデジタルノマドへの理解促進を目的として、実施する。

勉強会は、離島等居住地に関わらず、受講者が参加できるようオンラインとし、ライブ配信等リアルタイムでの相互のやりとりが可能な形式とすること。

受託者において、受講者からの質問や相談に対応するためのサポート体制を整えるとともに、受講者の理解度をシステム活用等により可視化して管理し、受講者のサポートを実施するための体制（ビジネスチャットツール等コミュニケーションが可能なツールを積極的に活用し、進捗管理や習熟度の把握、質問、相談に対応できる体制）を整えること。

ア 開講期間、開講時間等

- ・勉強会の全日程は、令和8年2月28日までに完了すること。
- ・開講期間中、受講者がオンラインでアーカイブを24時間視聴できる環境を整備す

ること。

イ 勉強会の受講定員

- ・受講生が広く視聴可能とすることとし、最低でも受講定員を 70 人以上とすること。
- ・申込状況に応じて、事業実施途中で受講定員数を変更する場合は、県と協議した上で、契約金額の範囲内において調整すること。

ウ 受講対象者

- ・受講対象は、県内で事業を営む民間事業者、民間団体及び行政機関（長崎県及び県内市町の担当者）を基本とすること。なお、民間事業者は宿泊事業者、観光コンテンツ運営者等を想定している。

エ 受講料

- ・受講者から受講料等は、徴収しないものとする。

オ 勉強会の用意・準備

- ・受託者及び受講者が用意するものは以下のとおりとする。

【受託者が用意するもの】

- ✓ 講師
- ✓ 教材、ソフトウェア、Web サービスアカウント
- ✓ 会議アカウント等（講師用及び受講者用共に）
- ✓ その他、勉強会運営に必要な物品

【受講者が準備するもの】

- ✓ PC
- ✓ Web カメラ、マイク

カ 受講者の募集

- ・受講者募集のための勉強会紹介ページ及び応募申込フォームを作成すること。
- ・県のみならず、市町等の関係機関と連携して、各種広報媒体等を用いて受講者の確保に必要な広報を行うこと。
- ・本委託業務の契約締結後、速やかに受講者募集のためのチラシを作成（掲載文案を含む。）し、電子データで県に納品すること。

キ 受講希望者向け説明会の実施

- ・受講者を広く募ることを目的に、受講者の募集期間中に 1 回以上、勉強会受講希望者向け説明会を開催すること。
- ・説明会においては、カリキュラムの内容や勉強会受講の意義、知識習得の必要性、受講後の具体的なデジタルノマドの誘致のイメージ等を説明するとともに、説明会参加者の受講意欲を喚起すること。
- ・また、当日説明会に参加できない希望者に対しても、Web サイトに映像を掲載する等により、後日閲覧できる環境を提供すること。なお、実施形態はオンラインであるかオフラインであるかは問わないものとする。

ク 受講者の選定

- ・受託者は、基本的に希望者全員の受講を可能とすることとするが、参加希望者が

多数等の場合には、県と協議の上、参加意向及び受講後の活用方針等から受講者の選定を行うことも可能とする。なお、その場合は受講動機・意欲やデジタルノマドの受入希望、受講可能時間、年齢、適性等を踏まえた受講者の選考基準を定めること。

・県内での事業展開を希望する者であれば、県外居住者であっても受講可能とする。

ケ 修了証明書の発行

- ・本勉強会修了時に受講者ごとに修了証明書を発行すること。
- ・修了証明書の発行にあたっては、教育内容の理解度を図るための指標を定めて、その指標の達成度合いを見える化した通知表として発行すること。

(3) モニターツアーの開催

デジタルノマドに長崎県に滞在してもらい、長崎県の強みや課題をフィードバックしてもらおうと同時に、デジタルノマドに長崎県の魅力を世界に発信してもらうことで長崎県がデジタルノマドから選ばれること及びデジタルノマドとの交流を通じて、関連事業者や地域住民のデジタルノマドに対する理解促進を目的として、インフルエンサーやコリビング経営者等デジタルノマドの暮らしをしながら影響力のある人を対象にモニターツアーを実施する。

ア 場所、時期等

- ・モニターツアーの場所は、長崎エリア、県北エリア、五島エリアの3エリアを基本とするが、参加者のニーズに応じて調整可能とする。
- ・開催時期については「(1) コミュニティマネージャーの育成」の实地経験と連動の上、令和7年8月から令和8年1月までの間で実施することとし、具体的なスケジュールについては提案要素とし、受託決定後、担当課と協議の上、決定すること。

イ 対象者

- ・参加者は10人以上／エリアとし、そのうち7人以上は外国籍とすること。

ウ 参加目標数

- ・180人泊以上（10人／エリア×3エリア×6泊以上）とする。
- ・参加者一人当たりのモニターツアー期間は最短7日、最長60日までとする。

エ 参加者負担金

- ・現地までの往復交通費、現地での交通費、宿泊費、テレワーク施設利用料等の体験に係る経費については、委託料で賄うこととし、飲食に係る経費については、参加者の自己負担とする。
- ・参加者負担金は実費の一部として受託者が徴収し、実費の支払いに充てること。
- ・負担金の金額については、県と協議の上、決定すること。

オ モデルプランの作成等

- ・ツアーを踏まえ、地域の魅力や受入に必要な要件等を整理し報告するとともに、具体的なデジタルノマドの長期滞在（1週間以上）モデルプランを作成すること。

(4) デジタルノマド先進地における海外プロモーション

デジタルノマドから長崎県が選ばれるために、海外でデジタルノマドが集まる都市（以下「先進地」という。）におけるイベント参加、ブース出展等によるプロモーションを実施する。

ア 開催回数、開催時期等

- ・令和8年2月28日までの間に、2都市以上の先進地（うち少なくとも1都市は、欧米圏の都市とする。）において長崎県へのデジタルノマド誘客を促すイベントでのブース出展や懇談会の設定等を実施し、誘客実施の際の人脈づくり・基盤づくりを図ること。

＜先進地の例＞フィリピン、ベトナム、ポルトガル等

イ 開催内容

- ・海外プロモーションの実施にあたっては、事前に実施先、目的、実施内容、日程等を示した実施計画を作成し、県と協議の上、決定すること。
- ・また、長崎県又は一般社団法人長崎県観光連盟が実施するインバウンドプロモーションとの連携を可能な限り図ること。
- ・海外プロモーションの実施結果については、その分析も含め、業務実績報告書に記載すること。

(5) 情報発信

デジタルノマドから長崎県が選ばれるために、デジタルノマドからの閲覧数、視聴数が多いWEBサイト、SNS等での情報発信を行う。

6. 実施体制

本事業の進捗を管理する責任者を1名配置し、事業の管理・運営の取りまとめを行うこと。ただし、専任である必要はない。

7. 業務完了報告

(1) 業務完了後速やかに、以下の成果物を作成し提出すること

- ・業務完了報告書（A4版） 紙媒体1部
- ・業務実績報告書（A4版） 紙媒体1部及び電子データ
- ・当該業務の実施にあたり受託先自らが作成した文書・チラシ、撮影した写真及び制作した動画の電子データ

(2) 納品場所

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県庁4階
長崎県 地域振興部 地域づくり推進課 UIターン・関係人口班

8. 留意事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、関係法令を順守し、県と協議を重ねながら、適正に履行

すること。

- (2) 本業務において、「金品等の提供による不適切な集客行為」を断じて禁止する。なお、これらの行為が認められる場合、県は当該契約を解除又は無効とし、受託者に対して違約金又は損害賠償を請求するものとする。
- (3) 受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、業務完了年度から起算して5年間保管すること。また、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、県からの求めに応じること。
- (4) 成果物については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (5) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (6) 本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。

9. その他特記事項

- (1) 受託者は、本業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により県の承諾を得たときは、この限りでない。
- (3) 受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に県に無償で譲渡するものとする。
- (4) 受託者は、県又は県が指定する第三者に対し著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 県は、この業務の実施について、随時に指導及び監督を行うことができる。
- (6) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定する。